

報告第1号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和元年5月8日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 88,560円
- 2 損害賠償の相手方

[Redacted]

[Redacted]

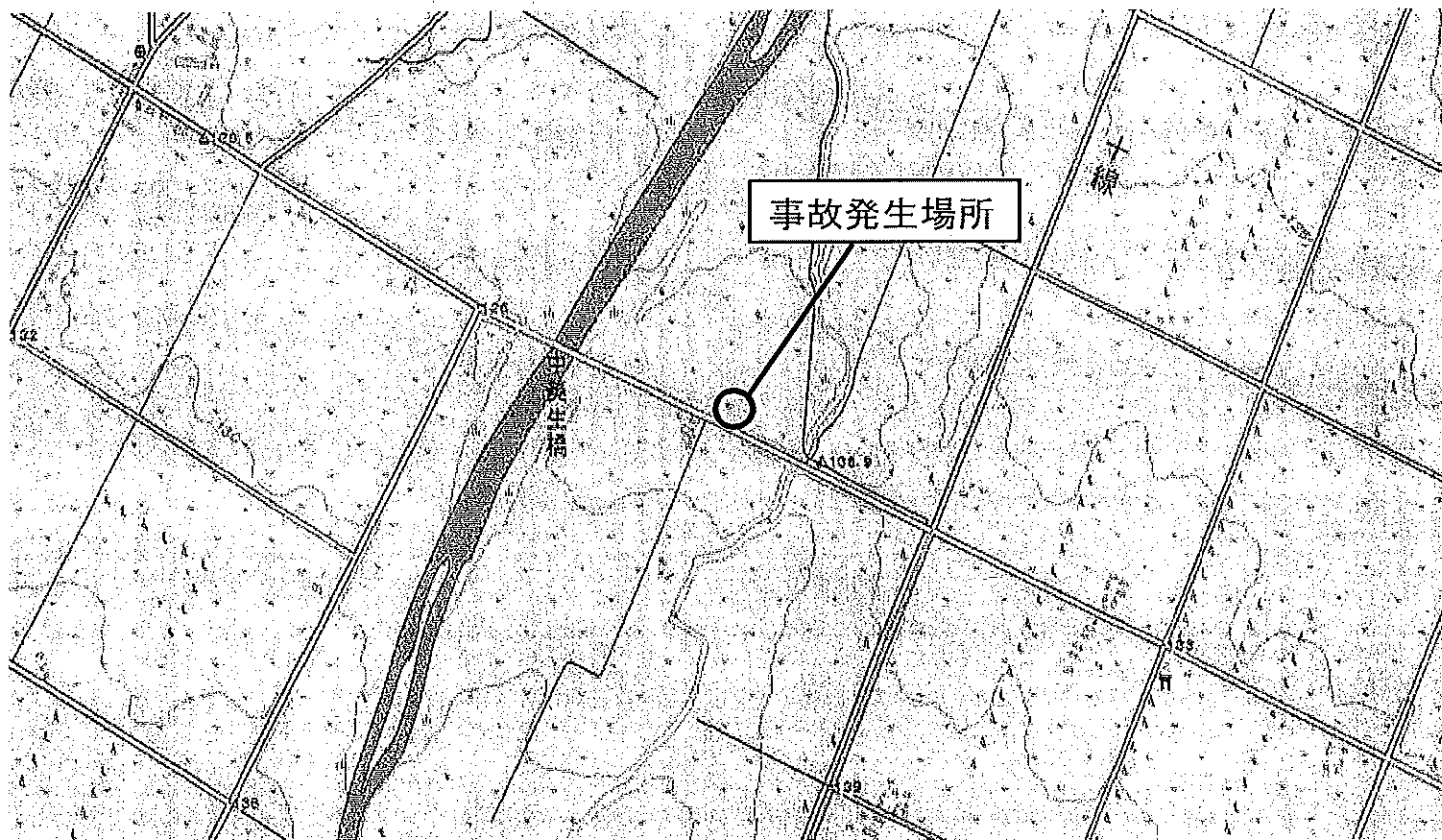
[Redacted]

平成31年3月14日 専決処分

説 明

平成31年1月10日午前0時頃、町道伏古五号線敷地内の倒木により、隣接する相手方所有の牛舎の屋根を損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

